

岩手県告示第288号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、近隣商業地域内における引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和6年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 北上市川岸三丁目23番15号佐藤栄が北上市の近隣商業地域である北上市川岸三丁目23番17、23番28の一部及び23番40の一部に引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場（417.76平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
  - （1） 期日 令和6年5月18日（土） 午後1時30分から
  - （2） 場所 北上市芳町2番8号 北上地区合同庁舎2階 大会議室